

廃対第12号の32
平成13年 3月 1日

有限会社 河野組
代表取締役 河野 宗平 様

岐阜県知事 梶原 拓



小規模産業廃棄物処理施設設置届出の審査結果について（通知）

平成13年2月19日付けで届出のありました下記の産業廃棄物の処理施設について審査したところ、適当であると認められますので通知します。

記

1 施設の種類

破碎・選別施設（条例施設）

2 施設の処理能力

廃プラスチック類

1時間当たりの処理能力 0.53 t

1日当たりの処理能力 4.24 t

木くず

1時間当たりの処理能力 0.53 t

1日当たりの処理能力 4.24 t

ガラスくず及び陶磁器くず

1時間当たりの処理能力 0.288 t

1日当たりの処理能力 2.3 t

金属くず

1時間当たりの処理能力 0.195 t

1日当たりの処理能力 1.56 t

紙くず

1時間当たりの処理能力 0.3 t

1日当たりの処理能力 2.4 t

繊維くず

1時間当たりの処理能力 0.21 t

1日当たりの処理能力 1.68 t

がれき類

1時間当たりの処理能力 0.133 t

1日当たりの処理能力 1.06 t

3 施設の設置場所

岐阜県揖斐郡大野町大字黒野字河原畑2230番10

4 処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、紙くず、繊維くず、がれき類